

諮問庁：独立行政法人日本スポーツ振興センター

諮問日：平成31年1月28日（平成31年（独情）諮問第6号）

答申日：平成31年3月29日（平成30年度（独情）答申第74号）

事件名：「A者最終結果」及び「B者最終結果」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「A者最終結果」及び「B者最終結果」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月9日付け日振管総第212号により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

この度の請求では、「2015年12月22日公表の「新国立競技場整備事業に関する優先交渉権者の選定結果」の選定結果について、A者とB者への7名の委員がつけた点数。具体的には、A者とB者の「業務の実施方針」「事業費の縮減」「工期短縮」「維持管理費抑制」「ユニバーサルデザイン計画」「日本らしさに配慮した計画」「環境計画」「構造計画」「建築計画」の各項目に対し、委員7名がそれぞれ何点をつけたのか」の開示を求めたところ、「1. A者最終結果」「2. B者最終結果」について不開示との決定がなされた通知書を、平成28年3月14日に受領いたしました。

センターは不開示理由として、「（略）情報を公にすると、各委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、今後の会議等において率直な意見の表明、交換等が困難になるおそれがある（略）」との点を挙げています。

しかし、開示されたA案、B案いずれの「最終結果」においても、委員の名前は「委員1」「委員2」といった形で匿名で記述されています。各項目について、誰がどのような評価を行ったかは具体的でなく、上記理由

で挙げられたような「各委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける」との懸念には当たらないと考えます。

また、平成27年8月28日に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議が公表した「新国立競技場の整備計画」の5. 今後の進め方(3)には、「整備プロセスの透明化を図る観点から、センターは、整備の進捗状況を当会議に報告するとともに、定期的に公表を行うものとする」といった記述があることから、7名の委員名を匿名としたまま各項目の評価や得点を明らかにすることは、むしろ「整備プロセスの透明化」に資すると考えます。

こうした理由により、本通知書にこの決定を知った日の翌日から起算して60日以内にセンター理事長に対して異議申立てができる旨の記載があることから、この度異議申立てをさせて頂いた次第です。前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

センターは、新国立競技場整備事業（設計業務及び新営工事）の調達にあたり、設計・施工一貫による調達の実施等について、技術提案等に係る審議に関し、専門的かつ公正な調査審議を実施するため、センターに新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において、技術提案等に対し審査・評価を行い、応募者から工法、価格等の交渉を行う者を選定することとした。

本件開示請求は、「2015年12月22日公表の「新国立競技場整備事業に関する優先交渉権者の選定結果」について、A者とB者への7名の委員がつけた点数」に係る文書について開示請求がなされたものであり、今般の異議申立ては、センターが部分開示決定を行った「A者最終結果」「B者最終結果」について、不開示決定箇所の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

当該開示請求に係る法人文書として「A者最終結果」「B者最終結果」が該当するが、これは、委員会において優先交渉権者を決定するため、各委員が項目ごとに採点した結果をとりまとめたものである。

委員会は、技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため非公開としていたものである。

3 不開示情報該当性について

法5条は、開示請求に係る法人文書に同条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該法人文書を開示しなければならない旨規定しているところ、同条3号においては、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の

交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としている。

本件開示請求に係る法人文書（本件対象文書）の不開示情報該当性は、以下のとおりである。

- (1) 「評価」と「得点」は、同一情報であり、いずれも不開示とすべきこと

当該法人文書において、委員（委員1～7）ごとに記載された「評価」・「得点」という2項目については、実質的に同一の情報であり、その一方に不開示情報該当性が認められれば、他方にも認められる関係にある。すなわち、「得点」は「配点」に対しそれぞれの「評価」の係数（A評価の場合には1.0、B評価の場合には0.8など）をかけた結果（例えば、「配点」が20点の項目で「評価」がBであれば、 $20 \times 0.8 = 16$ 点）であり、「評価」から「得点」が計算でき、「得点」からも「評価」が計算できるという関係にあるため、実質において同一の情報である。

- (2) 委員会では各委員の採点情報を含む委員の意見等を非公表としていたこと

そして、委員会は、委員会における各委員による自由闊達な議論を確保するため、各委員の採点結果について、各委員による「配点」項目ごとの「評価」・「得点」はもとより、これらの小計である「計」の数値も含めて、公にしないことを取り決めていたので、これらの情報は、法5条3号に基づいて不開示とされるべきものに該当すると考える。すなわち、委員会は、情報公開の基準につき、「新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会における情報の公開等に係る運営要領」において、優先交渉権者の選定に係る資料を公表する際、委員が特定される部分については、公表から除くことを定めた。また、第1回委員会において、採点結果の公表を行う際、合計点数は公表するものの、委員ごとの採点は公表しないことを明言した（第1回委員会議事要旨）。これらは、各委員の表明する個々の意見や各委員の採点を公にしないことを前提に委員会を運営することで、優先交渉権者の決定までの間の自由闊達な議論を確保しようとした措置である。仮にこれらを後に公にすることを前提として委員会を運営すると、各委員が後に委員会外部から批評を受けるおそれから自由な意見表明に躊躇し、自由闊達な意見の交換や率直な意見の表明、交換等が阻害されるおそれを危惧したものである。したがって、委員ごとの「評価」、「得点」及び「得点」の小計である「計」の数値については、法5条3号に基づいて不開示とされるべきものに該当する。

(3) 委員会は採点情報の非公表を特に重視していたこと

委員会が特に各委員による採点に係る情報を非公表とすることを重視していたことについて付言する。すなわち、委員会は、「求める技術提案書及び審査基準について」において、技術提案書の選定につき、「点数の合計点が高い者から順位を付け、最も優れた技術提案書を選定する」ものとし、委員一人ひとりの小計である「計」の点数を個々に見るのではなく、委員7名の合計点により優先交渉権者を決定するスキームを採用した。仮に、委員ごとのA者に関する「得点」の小計である「計」の数値、B者に関する「得点」の小計である「計」の数値を公表すれば、後に各委員による採点に対して委員会外部から批評がなされることを危惧して率直な採点が阻害されるおそれに着目したものである。このように、委員ごとの小計である「計」の数値でさえ公表することには弊害があるところ、さらに、各委員による「配点」項目ごとの「評価」・「得点」という詳細情報を公表することとなれば、各委員によるA者、B者の技術提案に対する採点内容を一層詳細に明らかにすることとなり、より重大な弊害は免れない。

(4) 委員の率直な意見表明のための環境保持がなお求められていること

これらのことから、当該評価は、非公表を前提とした採点情報であるにもかかわらず、これら情報を公表すると、各委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、今後の会議等において率直な意見の表明、交換等が困難になるおそれがあると認められる。特に、委員会の委員は、現在もなお、「新国立競技場整備事業に係るアドバイザー会議」（新国立競技場の確実な竣工に向け、定期的にその進捗状況をフォローアップするための会議で、委員会で調査審議された事項の継続的な確認、専門的見地からの助言を行う役割を担っている。

）のアドバイザーとして、新国立競技場整備事業に関する自由闊達な意見表明を求められている地位にあることに鑑みれば、上記の採点情報を法5条3号に基づいて不開示とすべき要請が一層強く妥当することは明らかである。

(5) 各委員を匿名としたとしても不開示とすべき要請に変わりがないこと

なお、各委員による採点情報については、「委員1」、「委員2」・・・「委員7」というかたちで、委員を匿名にして公表した場合であっても、本案件では委員は7名であり、委員を数十名擁する会議とは異なり、これまでセンターが公開してきた過去の会議における議事要旨、各委員の発言、属性、経歴などの情報及び委員会の場以外での発言等その他の公知の情報と採点結果の情報を照合することによって、当該採点を行った個人の委員が特定される可能性が容易に想定される。そのため、各委員を匿名とした場合でも、採点情報について、法5条3号に

基づいて不開示とすべき要請が異なるものではない。

4 結論

上記1から3までに述べたとおり、本件開示決定で不開示とした部分については、法5条3号の規定に基づき不開示とすることが妥当であると考えられる。よって、異議申立てにおいて開示を求められる部分（各委員の評価及び得点）について原処分を維持することを求め、貴会に諮問する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月13日 審議
- ④ 同年3月5日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、異議申立人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 不開示部分は、新国立競技場整備事業に係る応募者から優先交渉権者を決定するための各委員の項目ごとの採点部分である。

なお、当該各委員の名簿は公開しているが、当該採点部分に紐付けられた当該各委員の氏名は匿名化されている。

イ 異議申立人は、委員の氏名は匿名で記述されており、誰がどのような評価を行ったかは具体的ではなく、各委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受けるとの懸念には当たらない旨主張する。

しかしながら、委員会による新国立競技場整備事業に係る応募者から優先交渉権者を決定するための審査内容（応募者へのヒアリング内容を含む。）は委員名を墨塗した上で公開しているが、各委員の氏名は分野も含め公表されているところ、委員は7名しかおらず、当該審査内容が記載されている委員会議事録等により審査において何を重要視したかが明確であり、本件対象文書と照らし合わせれば、どの採点がどの委員のものであるかを特定できる可能性がある。

ウ 委員会委員は、現在もなお、「新国立競技場整備事業に係るアドバイザー会議」のアドバイザーとして、新国立競技場整備事業に関する自由かつ達な意見表明を求められている地位にあるので、各委員の評価内容を公にすることにより、委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがある。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 不開示部分は、新国立競技場整備事業に係る応募者から優先交渉権者を決定するための各委員の項目ごとの採点部分であることが認められる。

また、不開示部分である採点部分に紐付けられた当該各委員の氏名は匿名化されていることが認められる。

イ 諮問庁は、委員会による審査内容（応募者へのヒアリング内容を含む。）は委員名を墨塗した上で公開しているが、当該各委員の氏名は分野も含め公表されているところ、委員会議事録等と本件対象文書とを照らし合わせるにより、どの採点がどの委員のものであるかを特定できる可能性がある旨説明する。

しかしながら、たとえ、委員会議事録等中の各委員の発言内容から、その発言をした委員名を特定することが可能であるとしても、当該発言内容から各委員がどのような採点を行ったかまでを推し量ることは困難であるといわざるを得ず、本件対象文書中の委員名が匿名化されている以上、どの採点がどの委員のものであるかを特定できる可能性があるとは認められない。

そうすると、当該不開示部分は、公にすることにより、委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがあるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに2年10か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司